

創価大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学大学院(以下「大学院」という。)は、創立者池田大作先生の建学の精神に基づき、学校教育法により、学部の基礎の上に、さらに高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、ひろく文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価の項目、実施体制等については別に定める。

(研究科・専攻)

第2条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

経済学研究科	経済学専攻
法学研究科	法律学専攻
文学研究科	英文学専攻
	社会学専攻
	教育学専攻
	人文学専攻
	国際言語教育専攻
工学研究科	情報システム工学専攻
	生命情報工学専攻
	環境共生工学専攻

2 各研究科の目的は、次のとおりとする。

(1) 経済学研究科は、経済学・経営学に関する優れた研究者、高度専門職業人等の養成を目的とする。

(2) 法学研究科は、法律学・政治学に関する優れた研究者、高度専門職業人等の養成を目的とする。

(3) 文学研究科は、英文学、社会学、教育学及び人文学に関する優れた研究者、高度専門職業人等の養成を目的とする。

(4) 工学研究科は、情報システム工学、生命情報工学及び環境共生工学に関する創造性豊かな優れた研究者、高度専門職業人等の養成を目的とする。

(課程)

第3条 各研究科に次の博士課程又は修士課程を置く。

経済学研究科	経済学専攻	博士課程
法学研究科	法律学専攻	博士課程
文学研究科	英文学専攻	博士課程
	社会学専攻	博士課程
	教育学専攻	博士課程
	人文学専攻	博士課程
	国際言語教育専攻	修士課程
工学研究科	情報システム工学専攻	博士課程
	生命情報工学専攻	博士課程
	環境共生工学専攻	博士課程

2 博士課程は前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士前期課程は、大学の学部において履修した一般教養並びに専門的知識を基礎とし、さらに広い視野に立って専門分野を研究し、精密な学識と研究並びに専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(収容定員)

第4条 各研究科各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

博士課程

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	15	30	5	15	45
法学研究科	法律学専攻	15	30	3	9	39
文学研究科	英文学専攻	10	20	5	15	35
	社会学専攻	10	20	5	15	35
	教育学専攻	15	30	2	6	36
	人文学専攻	8	16	4	12	28
工学研究科	情報システム工学専攻	30	60	4	12	72
	生命情報工学専攻	20	40	4	12	52
	環境共生工学専攻	25	50	3	9	59

修士課程

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
文学研究科	国際言語教育専攻	15	30

(修業年限)

第5条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は2年(通算4学期)とし、博士後期課程の標準修業年限は3年(通算6学期)とする。ただし、休学期間はこれを算入しない。

2 学生は、博士前期課程及び修士課程は4年(通算8学期)を、博士後期課程は6年(通算12学期)を超えて在学することはできない。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第6条 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう教育課程の編成を行う。

第6条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第6条の3 大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(研究指導)

第7条 学生は、各研究科の定めるところにより、研究指導を受けなければならない。

(1) 経済学研究科・法学研究科・文学研究科の学生は、各研究科の定める時期に指導教授等の選定をし、その指導のもとに履修計画を立てなければならない。

(2) 工学研究科の学生は、各課程の初年次に研究指導を受ける教授(以下「指導教授」という。)を選定し、その指導のもとに履修計画を立てなければならない。

2 学位論文は、各研究科の定めるところにより、作成しなければならない。

(1) 経済学研究科・法学研究科・文学研究科における学位論文は、指導教授等の指導のもとに作成するものとする。

(2) 工学研究科における学位論文は、指導教授の指導のもとに作成するものとする。

3 研究科委員会が教育上有益であると認めた場合、他の大学院又は研究所等において、学生に研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生の場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

(授業科目)

第8条 各研究科各専攻の授業科目及び配当単位数並びに履修方法は、別表(1)から別表(9)のとおりとする。

2 毎学期の授業開始前に、各授業科目の担当者・授業時間数及びその他必要な事項を公示する。

3 学生は、毎学期の始めに、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

(修得単位数)

第9条 学生は、各研究科の定めるところにより、所定の授業科目のなかから、次の各号の一に該当する単位を修得しなければならない。

(1) 経済学研究科・法学研究科の博士前期課程の場合は32単位以上、文学研究科の博士前期課程の場合は30単位以上または32単位以上、修士課程の場合は32単位以上、工学研究科情報システム工学専攻、及び生命情報工学専攻の博士前期課程の場合は30単位以上、工学研究科環境共生工学専攻の博士前期課程の場合は34単位以上

(2) 経済学研究科・法学研究科・文学研究科の博士後期課程の場合は、研究指導を12単位

(3) 工学研究科博士後期課程の場合は、研究指導を含め22単位以上

2 研究科委員会において教育研究上有益と認めた場合、本大学院の他の研究科又は他の専攻の授業科目の履修を認めることができる。

3 研究科委員会において教育研究上有益と認めた場合、他大学の大学院(制度上これに相当するものを含む。以下同じ。)と協議の上、学生が、当該他大学院等の授業科目を履修することを認めることができる。

(教職関係科目)

第10条 一種免許状の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる専修免許状の教科及び種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	専修免許状の種類と教科	
経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史・公民・商業
		中学校教諭専修免許状	社会
法学研究科	法律学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
		中学校教諭専修免許状	社会
文学研究科	英文学専攻	高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	英語
	社会学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史・公民
		中学校教諭専修免許状	社会
	教育学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史・公民
中学校教諭専修免許状		社会	
小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状			

	人文学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	地理歴史・公民 社会
	国際言語教育専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	国語 国語 英語 英語
工学研究科	情報システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	数学・情報 数学
	生命情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	理科 理科
	環境共生工学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	理科 理科

3 教職関係科目の履修に必要な事項は、別に定める。

第3章 試験・課程修了の認定及び学位

(単位の認定)

第11条 所定の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与えるものとする。

2 学生が、本学の他の研究科又は他の専攻、若しくは他大学院(制度上これに相当するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位は、研究科委員会において教育研究上有益と認めた場合、その修得した単位のうち10単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の単位認定について、研究科委員会として予め指定した当該専攻以外の授業科目については、当該研究科選択科目の修了単位数に加えるものとする。

(試験の方法)

第12条 試験の方法は、筆記試験、口述試験又は論文試験とし、そのいずれによるかは当該科目の担当教員が定める。ただし、当該研究科委員会において別の定めをしたときはこの限りでない。

(成績評価基準の明示等)

第13条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 試験の成績は、A、B、C及びDの4級に分ち、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 不合格の授業科目については、研究科委員会の議を経て、特別試験を行うことがある。

4 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、別に定める。

(最終試験)

第14条 所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者につき、学位論文を中心として筆記又は口述により最終試験を行う。

(学位論文の提出資格)

第15条 学生は、各研究科の定めるところにより、次の各号の一に該当する場合には、学位論文を提出することができる。

(1) 経済学研究科・法学研究科・文学研究科の修士の学位論文は、博士前期課程又は修士課程に1年(通算2学期)以上在学して20単位以上を修得した者

(2) 工学研究科の修士の学位論文は、博士前期課程に1年(通算2学期)以上在学し、6単位以上を修得した者

(3) 博士の学位論文は、博士後期課程に2年(通算4学期)以上在学し、かつ8単位以上を修得した者

2 博士の学位論文は、大学院の博士課程を経ない者であっても、提出して、その審査を受けることができる。

3 学位論文は3通作成し、所定の期日までに、各研究科委員会に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 16 条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科の教員のうちから主査委員、当該研究科委員会の選任する関係科目の担当委員 2 名を加えた審査委員が行う。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会は、審査に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者を委員とすることができる。ただし、資格としては、博士の学位を有すること、当該分野の専門家であること、の両条件を満たすこととする。

(1) 学内の研究科、学部所属の教員、又は研究所等所属の研究員

(2) 学外者

3 学位論文の成績は、合格又は不合格とする。

(学位の授与)

第 17 条 修士の学位は、博士前期課程又は修士課程に 2 年(通算 4 学期)以上在学して、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年(通算 2 学期)以上在学すれば足りるものとする。

2 博士の学位は、大学院に 5 年(通算 10 学期)(博士前期課程又は修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年(通算 4 学期)の在学期間を含む。)以上在学して、所定の単位を修得し、かつ所定の研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年(通算 6 学期)(博士前期課程又は修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年(通算 4 学期)の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 第 1 項のただし書の規定による在学期間をもって修士の学位を取得した者の博士の学位は、博士前期課程又は修士課程における在学期間に 3 年(通算 6 学期)を加えた期間以上在学して、所定の単位を修得し、かつ所定の研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年(通算 6 学期)(博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第 2 項及び前項の規定にかかわらず博士後期課程への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士の学位は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(通算 6 学期)(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年(通算 4 学期))以上在学して、所定の単位を修得し、かつ所定の研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(通算 2 学期)以上在学すれば足りるものとする。

5 博士の学位は、大学院の博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ専攻学術に関し、大学院の博士課程における所定の単位を修得した者と同等以上の学識と研究指導能力とを有することを試問により確認された場合に、これを授与することができる。

(学位の名称)

第 18 条 大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

経済学研究科	経済学専攻	修士(経済学)	博士(経済学)
法学研究科	法律学専攻	修士(法学)	博士(法学)
文学研究科	英文学専攻	修士(英文学)	博士(英文学)
	社会学専攻	修士(社会学)	博士(社会学)
	教育学専攻	修士(教育学)	博士(教育学)
	人文学専攻	修士(人文学)	博士(人文学)
	国際言語教育専攻	修士(教育学)	
工学研究科	情報システム工学専攻	修士(工学)	博士(工学)
	生命情報工学専攻	修士(工学)	博士(工学)
	環境共生工学専攻	修士(工学)	博士(工学)

2 大学院が授与する学位には、本学名を附記するものとする。

第4章 入学・休学・退学・除籍及び転学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。

(入学資格)

第20条 大学院博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたる者
- (9) 当該研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者で、22歳に達した者

2 大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部大臣の指定した者
- (6) 当該研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めたる者で、24歳に達した者

(進学)

第21条 本大学院博士前期課程を修了し、引続き博士後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学を許可する。

(入学試験)

第22条 大学院に入学を志願する者は、別に定める手続きによって願出するものとする。

- 2 入学者の選考は、試験その他の選考方法による。
- 3 前項の選考に合格して、所定の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第23条 入学を許可された者が提出する在学保証書の保証人は1名とし、父母若しくはそれに準ずる者とする。

2 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責任を果たし得ない場合には、新たに保証人を選定し届出なければならない。

(休学)

第 24 条 病気その他の事由により休学しようとする者は、別に定める手続きを経て、休学の許可を願い出て許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、引続き1年(通算2学期)を超えることができない。又、博士前期課程及び修士課程においては通算2年(通算4学期)、博士後期課程においては、通算3年(通算6学期)を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合には願い出により、その延長を許可することがある。

3 休学期間内に、その事由がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

(退学)

第 25 条 病気その他の事由により退学する場合には、別に定める手続きを経て願い出て、その許可を受けなければならない。

2 博士前期課程、修士課程、及び博士後期課程において、退学した者及び除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出た場合は、学期の初めに限り、選考の上許可することがある。

3 博士後期課程において、所定の研究指導を受けた者が、3年(通算6学期)を超えて在学した後に退学し、学位論文提出のために、再入学をする場合の取り扱い、創価大学学位規則の定めるところによる。

(除籍)

第 26 条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。

- (1) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第5条第2項に規定する在学年数を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (3) 正当な理由なく学費を納入しない者
- (4) 第24条第2項に規定する休学期間に達してもなお就学できない者

(転学)

第 27 条 他大学院から本大学院に転学を志願する者については、学年の初めに限り選考の上、入学を許可することがある。

2 他大学院に転学を志望する者は、別に定める手続きを経て、その許可を願い出なければならない。

(専攻の変更)

第 28 条 博士課程及び修士課程の中途において、所属の研究科又は専攻を変更することは許可しない。

(留学)

第 28 条の 2 外国の大学又は、これに相当する高等教育機関において修学することを志望する者は、許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、第5条に定める在学年数に含めることができる。

3 第1項の規定により留学して修得した単位又は、成果のうち、研究科委員会が適当と認めたものは、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、認定できる単位数の限度は、10単位とする。

4 留学に関する学内手続きその他については、別に定める。

第5章 教員組織及び運営組織

(管轄)

第 29 条 大学院の学務は学長が統轄し、各研究科の学務は当該研究科長が管轄する。

(教員組織)

第 30 条 大学院における授業及び研究指導は、本学の教授のうちから選任された者がこれを行う。ただし、准教授又は講師をこれに充てることができる。

2 前項の教員の選任は、当該研究科委員会の推薦に基づき、大学院委員会において行う。

(大学院委員会)

第 31 条 大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、各研究科長及び各研究科委員会から選任された担当教授各 2 名をもって構成する。

3 大学院委員会は、大学院全般にわたる次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 教務に関する事項
- (4) 学生の身分及び厚生補導に関する事項
- (5) 各種委員会の設置並びに廃止に関する事項
- (6) 学長の諮問事項
- (7) その他各研究科に共通する重要事項

(研究科委員会)

第 32 条 大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長及び当該研究科の授業を担当する教授及び准教授をもって構成し、必要と認めるときは講師を出席させることができる。

3 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 学位の授与に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (4) 入学試験及び課程修了認定に関する事項
- (5) 大学院の授業及び指導並びに試験に関する事項
- (6) 大学院科目等履修生、研究生並びに外国人学生に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 学長の諮問事項
- (9) その他当該研究科に関する事項

(招集)

第 33 条 大学院委員会は学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名する研究科長がその職務を代行する。

2 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に支障のあるときは、研究科長があらかじめ指名する教授がその職務を代行する。

(成立)

第 34 条 大学院委員会並びに研究科委員会は、いずれも構成員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、大学院運営並びに教員人事に関する重要事項については、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

2 外国出張中の者、休職中の者及び病気その他の事由により、引き続き 3 カ月以上欠勤中の者は、大学院委員会並びに研究科委員会の構成員に算入しない。

(議決)

第 35 条 大学院委員会並びに研究科委員会の議決は、出席構成員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 大学院委員会並びに研究科委員会の審議結果については、学長の同意を得るものとする。

第 6 章 検定料・入学金・授業料その他の学費

(学費)

第 36 条 大学院の検定料、入学金、授業料その他の学費は別表(11)のとおりとする。

2 在学中授業料について変更のあった場合には改定された金額を納付しなければならない。

- 3 授業料その他の所定の学費は、学年の初めに納めなければならない。ただし、授業料の分納を願い出た者については許可することがある。
- 4 いったん納めた学費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 5 学費未納の者には、単位を認定しないことがある。

(免除)

第 37 条 学業の優秀な者に対しては、授業料を免除することがある。

- 2 経済的理由、その他やむを得ない事情があると認められた者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は、その徴収を猶予することがある。
- 3 休学中の授業料は、別表(11)に定める金額に減額する。また休学中の施設設備費、保健費、実験実習費はそれぞれ全額を免除する。
- 4 博士後期課程において所定の期間在学し、引続き学位論文提出のため在学しようとする者には、所定の手続きを経たうえ、授業料の半額を免除することがある。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 38 条 人物・学業ともに優秀な者には、別に定める手続きを経て、表彰することができる。

(懲戒)

第 39 条 学則その他本学の諸規則に違背し、若しくは秩序を乱し、又学生の本分に反する行為があったときは、別に定める手続きを経て懲戒する。

- 2 懲戒は、その情状によって戒告、停学及び退学の 3 種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生につきこれを行うことがある。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (3) 正当な理由なくして、出席常でない者

第 8 章 科目等履修生・研究生・外国人学生

(科目等履修生)

第 40 条 科目等履修生として 1 科目又は数科目の履修を志願する者は、学生の履修に妨げのない限り、選考のうえ許可することがある。

- 2 科目等履修生の諸納付金は、別表(12)のとおりとする。
- 3 科目等履修生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(研究生)

第 40 条の 2 研究生として、特定の事項について研究を希望する者は、支障のない場合に限り、選考のうえ許可することがある。

- 2 研究生の諸納付金は、別表(12)のとおりとする。
- 3 研究生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(特別聴講生)

第 40 条の 3 他の大学院との協定に基づき、本大学院の授業科目の聴講を希望する者があるときは、正規の授業に支障のない範囲で、授業担当者の承認を得て、特別聴講生として聴講を許可する。

- 2 特別聴講生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(外国人学生)

第41条 大学院に入学を希望する外国人については、選考のうえ入学を許可することがある。

2 外国人学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

第9章 施設

(研究施設)

第42条 大学院学生は、図書館及びその他の研究施設を利用することができる。

(厚生施設)

第43条 大学院学生は、学生寮、保健センター及びその他の厚生施設を利用することができる。

第10章 適用

(適用)

第44条 本学学則第3章、第6章及び第9章の規定は、大学院学生にも適用する。ただし、学部固有の規定は除く。

附 則(平成21年4月1日)

1 この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第4条にかかわらず、経済学専攻については平成21年度から平成22年度の博士前期課程収容定員・博士後期課程収容定員・合計収容定員は次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度
経済学専攻	35・25・60	30・20・50

3 第4条にかかわらず、法学専攻については平成21年度から平成22年度の博士後期課程収容定員・合計収容定員は次のとおりとする。

	平成21年度	平成22年度
法学専攻	23・53	16・46

別表(11)

(1) 検定料

項目	博士前期課程及び修士課程	博士後期課程
学内選考検定料	33,000円	
入学試験検定料	33,000円	33,000円
進学選考試験検定料		33,000円

(2) 入学金

項目	博士前期課程及び修士課程	博士後期課程
入学金	246,000円	246,000円

備考 ①本学学部卒業者、本学別科修了者及び本学通信教育部の卒業者及び本学情報システム先端技術講座修了生の博士前期課程及び修士課程の入学金は、123,000円とする。

②本学博士前期課程及び修士課程修了者の博士後期課程の入学金は免除する。

(3) 授業料その他の学費

経済・法・文学研究科（教育学専攻臨床心理学専修を除く）					
項目	博士前期課程及び修士課程		博士後期課程		備考
	前期semester	後期semester	前期semester	後期semester	
授業料	250,000	250,000	200,000	200,000	休学中は年額 50,000 (半期 25,000)
施設設備費	50,000	50,000	50,000	50,000	休学中は免除
保健費	4,000	4,000	4,000	4,000	休学中は免除
文学研究科教育学専攻臨床心理学専修					
項目	博士前期課程		備考		
	前期semester	後期semester			
授業料	250,000	250,000	休学中は、年額 50,000 (半期 25,000)		
施設設備費	50,000	50,000	休学中は免除		
実験実習費	50,000	50,000	休学中は免除		
保健費	4,000	4,000	休学中は免除		
工学研究科					
項目	博士前期課程		博士後期課程		備考
	前期semester	後期semester	前期semester	後期semester	
授業料	378,500	378,500	285,000	285,000	休学中は年額 50,000 (半期 25,000)
施設設備費	72,500	72,500	72,500	72,500	休学中は免除
実験実習費	50,000	50,000	60,000	60,000	休学中は免除
保健費	4,000	4,000	4,000	4,000	休学中は免除

(単位：円)

※授業料は、願い出た者について、延納を許可することがある。

別表 (12)

(1) 科目等履修生納付金

項目	
選考料	10,000 円
登録料	20,000 円
科目等履修費 (1 単位)	15,000 円

備考 本学卒業者・別科修了者及び年度を継続して科目等履修生となる者、及び八王子学園都市大学受講生は登録料を免除する。

(2) 研究生納付金

項目	経済・法・文学研究科	工学研究科
選考料	10,000 円	10,000 円
登録料	70,000 円	70,000 円
研究料 (月額)	22,000 円	36,000 円

備考 本学博士前期課程又は修士課程修了者及び年度を継続して研究生となる者は登録料を免除する。

(3) 特別聴講生納付金

項目	
聴講料 (1 科目)	2,000 円